

石川県公報

平成30年3月30日（金曜日）

号 外

（第 38 号）

目 次

規 則	訓 令
○石川県事務委任規則の一部を改正する規則 (行政経営課) 1	○石川県文書管理規程の一部改正 (総務課) 3
○石川県組織規則の一部を改正する規則 (同) 2	○石川県職員被服貸与規程の一部改正 (人事課) 4
	○石川県処務規程の一部改正 (行政経営課) 4
	○グループ制に関する運営規程の一部改正 (同) 11

規 則

石川県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十二号

石川県事務委任規則の一部を改正する規則

第一条 石川県事務委任規則（昭和二十五年石川県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健福祉センター所長の項第九号1から3までの規定中「第十四条第四項」の下に「(第十五条第三項において準用する場合を含む。）」を、「支援給付」の下に「及び配偶者支援金の支給」を加え、同号4及び5中「第十四条第四項」の下に「(第十五条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同号6及び9中「第十四条第四項」の下に「第十五条第三項において準用する場合を含む。）」を、「支援給付」の下に「及び配偶者支援金の支給」を加え、同号10及び12から16までの規定中「第十四条第四項」の下に「第十五条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同表児童相談所長の項第一号15中「第五十六条第八項」を「第五十六条第四項」に改め、同号15を同号18とし、同号14中「及び第七号の二」を「から第七号の三まで」に改め、同号中14を17とし、13を16とし、16の前に次のように加える。

14 第三十三条の六第一項の規定による児童自立生活援助の実施

15 第三十三条の六第二項の規定による申込書の受理

別表第一児童相談所長の項第一号中12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 第二十七条の二第一項の規定による措置

別表第二保健所長の項第十号の二の次に次の二号を加える。

十の三 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）

1 第三条第一項の規定による住宅宿泊事業の届出の受理

十の四 住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年厚生労働省・国土交通省令第二号）

1 第四条第七項の規定による届出番号の通知

別表第一保健所長の項第四十七号24中「第十九条の十一第二項」を「第十九条の十二第二項」に改め、同号25中「第十九条の十一第三項」を「第十九条の十二第三項」に改め、同項第五十号5中「第十七条の十二第二項及び第十八条の十三第一項」を「第十七条の十三第一項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改め、同号6及び7中「第十七条の十二第二項及び第十八条の十三第二項」を「第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十一第二項」に改め、同号中22を26とし、21の次に次のように加える。

22 第十八条の二十三第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出の受理

- 23 第十八条の二十四第一項の規定による水銀排出施設使用の届出の受理
 24 第十八条の二十五第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理
 25 第十八条の二十六の規定による水銀排出施設の構造等に関する計画の変更等の命令

別表第二保健所長の項第五十一号に次のように加える。

- 4 第十条の六の規定による水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書の交付

第二条 石川県事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表第二児童相談所長の項第一号13中「第三十三条第二項、第四項、第七項及び第九項」を「第三十三条第二項及び第四項」に改め、同号中18を20とし、17を19とし、16を18とし、15を17とし、14を16とし、13の次に次のように加える。

- 14 第三十三条第五項の規定による承認の申立て
 15 第三十三条第九項及び第十一項の規定による一時保護の措置

第三条 石川県事務委任規則の一部を次のように改正する。

別表第二保健所長の項第十号3中「第七条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号4中「第七条の二」を「第七条の二第一項から第三項まで」に改め、同項第十号の二に次のように加える。

- 2 第三条第四項の規定による住宅宿泊事業の変更の届出の受理
 3 第三条第六項の規定による住宅宿泊事業の廃止等の届出の受理
 4 第十四条の規定による住宅宿泊事業の定期報告の受理
 5 第十五条の規定による業務改善命令
 6 第十六条第一項の規定による業務停止命令
 7 第十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
 8 第四十一条第二項の規定による業務改善命令
 9 第四十五条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成三十年四月二日
 二 第三条の規定 平成三十年六月十五日

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十三号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表健康福祉部の項中「、県立中央病院建設推進室」を削る。

第七条第一項の表厚生政策課の項中第二十一号を第二十二号とし、第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

- 18 再犯防止の推進に関すること。

第七条第一項の表県立中央病院建設推進室の項を削り、同表薬事衛生課の項第六号中「旅館」の下に「、住宅宿泊事業」を加える。

第七条の二の表温暖化・里山対策室の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第十条第一項の表都市計画課の項第十六号を削り、同条第二項の表生活排水対策室の項中「及び第十六号」を削る。

第十三条第一項の表室長の項及び室次長の項中「、県立中央病院建設推進室」を削る。

第十五条第五号の表生活環境課の項4中「旅館」の下に「、住宅宿泊事業」を加え、同条第八号の表育種栽培研究部の項2中「主要農作物種子法に基づく事業」を「農作物の種苗の生産」に改め、同条第十号の表建築課(石川土木総合事務所を除く。)の項8中「小松市」を「能美市の区域(建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物に係るものに限る。)」並びに小松市及び加賀市に改め、同項10及び11中「加賀市及び」を削り、「小松市」の下に「及び加賀市」を加え、同項12中「加賀市及び」を削り、同項13中「加賀市及び」を削り、「小松市」の下に「及び加賀市」

を加える。

第十六条第八号の表石川県立中央病院の項中

用度課	用度係 情報管理係 施設係	1 物品の購入、出納、保管、修繕及び処分 に關すること。 2 電子計算組織の管理運用に關すること。 3 庁舎の維持修繕に關すること。 4 特殊な医療に關する企画及び立案並びに 院内調整に關すること。
病院建設推進課	企画係 建設第一係 建設第二係	県立中央病院の建設に關すること。

を

用度課	用度係 情報管理係 施設係	1 物品の購入、出納、保管、修繕及び処分 に關すること。 2 電子計算組織の管理運用に關すること。 3 庁舎の維持修繕に關すること。 4 特殊な医療に關する企画及び立案並びに 院内調整に關すること。
-----	---------------------	--

に改める。

別表第一第一号の表石川県国民健康保険運営協議会の項を次のように改める。

石川県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)第十一条の規定による国民健康保険事業の運営に關する事項の審議に關する事務	医療対策課
----------------	--	-------

別表第一第一号の表石川県生活衛生適正化審議会の項の次に次のように加える。

石川県子ども政策審議会	1 児童福祉法の規定により同法第八条第一項に規定する審議会 その他の合議制の機関の権限に屬させられた事項の調査審議に 關する事務 2 いしかわ子ども総合条例の規定によりその権限に屬させられ た事項の調査審議に關する事務	少子化対策監室 子ども政策担当
-------------	---	--------------------

別表第一第一号の表石川県農業共済保険審査会の項を削る。

別表第一第二号の表石川県障害者介護給付費等不服審査会の項中「(昭和三十二年法律第六十四号)」を削り、同表石川県子ども政策審議会の項及び石川県卸売市場審議会の項を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第2号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県文書管理規程(平成14年石川県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1中「 県立中央病院建設推進室 | 中 建 | 」を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

石川県訓令第3号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員被服貸与規程（昭和37年石川県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1の1の項を次のように改める。

1	管財課	守衛	制服（夏・冬）	各1	3	
			制帽（夏・冬）	各1	4	
			ネクタイ	2	3	
			外とう（冬）	1	3	
			雨外とう	1	3	
			ゴム長靴	1	3	
			シャツ	2	3	
	技術職員	作業服	1	3		
		雨外とう	1	3		
		ゴム長靴	1	3		

別表第1の19の項中「住宅環境科」を「土木建築科」に、「計測制御技術科」を「生産設備保全科」に改め、同表中35の項を削り、36の項を35の項とし、37の項を36の項とする。

別表第2中6の項を削り、7の項を6の項とし、8の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

石川県訓令第4号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程（昭和33年石川県訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1第2号の表総務部長専決事項の総務課の欄第5号5中「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に改め、同号12中「に於て」の下に「不正行為若しくは」を、「是正命令」の下に「又は業務運営の改善命令」を加え、同表総務課長専決事項の欄第4号1中「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に改め、同号2中「又は」に改め、同号11中「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に改め、同表税務課長専決事項の欄第12号を削り、同表総務部長専決事項の市町支援課の欄に次の1号を加える。

十 地方独立行政法人法

一 第八条第一項の規定による定款の変更の認可

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄第2号6中「第十九条第十一項」を「第十九条第十項」に改め、同号に次のように加える。

七 第十九条第十四項の規定による有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止の命令

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄第3号中4を削り、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とし、11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を13とし、15を14とし、16を15とし、17を16とし、18を17とし、19を18とし、20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24から28までを削り、29を23とし、30を24とし、31を25とし、32を26とし、33を27とし、34を28とし、28の次に次のように加える。

29 第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の変更の許可

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄第3号中35を30とし、36を31とし、37を32とし、38を33とし、39を34とし、40を35とし、41を36とし、42を37とし、43を38とし、44を39とし、45を40とし、46を41とし、47を42とし、48を43とし、61を67とし、60を66とし、59を65とし、58を64とし、57を63とし、56を62とし、55を61とし、54を60とし、53を59とし、52を58とし、51を57とし、50を56とし、49を55とし、55の前に次のように加える。

- 44 第七十七条第一項の規定による介護医療院の開設の許可
- 45 第七十七条第二項の規定による介護医療院の変更の許可
- 46 第八十条第一項の規定による介護医療院の開設の許可の有効期間の更新
- 47 第九十条の規定による介護医療院の管理者の承認
- 48 第一百一十二条第一項第四号の規定による介護医療院に関する広告事項の許可
- 49 第一百四十二条の三の規定による介護医療院の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令
- 50 第一百四十二条の四第一項の規定による介護医療院の管理者の変更の命令
- 51 第一百四十二条の五第一項の規定による介護医療院の開設者に対する勧告
- 52 第一百四十二条の五第二項の規定による公表
- 53 第一百四十二条の五第三項の規定による介護医療院の開設者に対する措置命令又は業務の停止の命令
- 54 第一百四十二条の六第一項の規定による介護医療院の開設の許可の取消し又はその許可の効力の停止

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の長寿社会課の欄第5号2中「第三十九条」を「第四十条第一項」に改め、同号中3を削り、4を3とし、5を4とし、6を5とし、7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とし、11を10とし、同表健康福祉部長専決事項の医療対策課の欄第15号中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を4とし、6を5とし、同号7中「第八十条第一項」を「第八十条第一項」に改め、同号中7を6とし、8を7とし、9を8とし、10を9とし、11を10とし、12を11とし、13を12とし、同号14中「解任命令」を「改任命令」に改め、同号14を同号13とし、同号15中「解任」を「改任」に改め、同号15を同号14とし、同号16中「第六十六条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同号16を同号15とし、同表医療対策課長専決事項の欄第7号を削り、同欄第8号1中「関係市町長」の下に「及び関係都道府県知事」を加え、同号に次のように加える。

- 3 第七十五条の五第二項の規定による関係市町の意見の聴取
- 4 第八十二条の二第六項の規定による関係市町の意見の聴取

別表第1第2号の表医療対策課長専決事項の欄中第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄中第31号を第32号とし、第10号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

十 住宅宿泊事業法(平成二十九年法律第六十五号)

- 1 第十六条第二項の規定による住宅宿泊事業の廃止の命令
- 2 第四十一条第二項の規定による処分の要請

別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の子育て支援課の欄中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

七 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第一百号)

- 1 第六条第一項の規定による養子縁組あつせん事業の許可
- 2 第十二条第二項の規定による許可の有効期間の更新
- 3 第十五条の規定による改善命令
- 4 第十六条第一項の規定による養子縁組あつせん事業の許可の取消し
- 5 第十六条第二項の規定による養子縁組あつせん事業の全部又は一部の停止の命令
- 6 第三十八条の規定による民間あつせん機関に対する指導及び助言
- 7 第三十九条第一項の規定による報告の徴収
- 8 第三十九条第二項の規定による立入検査

別表第1第2号の表子育て支援課長専決事項の欄第2号中3を4とし、2を3とし、同号1中「第五条第三項及び第四項」を「第五条第四項」に改め、同号中1を2とし、2の前に次のように加える。

- 1 第五条第三項の規定による変更の承認

別表第1第2号の表子育て支援課長専決事項の欄中第11号を第13号とし、第8号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の2号を加える。

八 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律

- 1 第十条第一項の規定による許可証の交付
- 2 第十条第三項の規定による許可証の再交付
- 3 第十二条第一項の規定による変更の届出の受理
- 4 第十三条第二項の規定による許可証の交付
- 5 第十三条第三項の規定による許可証の書換え
- 6 第十四条第一項の規定による養子縁組あつせん事業の廃止の届出の受理
- 7 第二十条の規定による事業報告書の受理
- 8 第三十二条第一項の規定による報告の受理
- 9 第三十二条第二項の規定による報告の受理
- 10 第三十二条第三項の規定による届出の受理

九 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則(平成二十九年厚生労働省令第五二十五号)

- 1 第四条第三項の規定による養子縁組あつせん事業許可証の返納の受理
- 2 第四条第四項の規定による養子縁組あつせん事業許可証の返納の受理
- 3 第六条第一項の規定による養子縁組あつせん事業の廃止の報告の受理

別表第1第2号の表生活環境部部長専決事項の環境政策課の欄第2号中15を17とし、14を16とし、13を15とし、12を14とし、11を13とし、10を12とし、9を11とし、8の次に次のように加える。

- 9 第十八条の二十九第一項の規定による水銀排出施設の構造等に関する改善等の勧告
- 10 第十八条の二十九第二項の規定による水銀排出施設の構造等に関する改善等の命令

別表第1第2号の表生活環境部部長専決事項の環境政策課の欄第8号4中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同号中26を29とし、25を28とし、24を27とし、23を26とし、22の次に次のように加える。

- 23 第二十七条の一第一項の規定による汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認
- 24 第二十七条の二第一項の規定による汚染土壌処理業の合併又は分割の承認
- 25 第二十七条の四第一項の規定による汚染土壌処理業の相続の承認

別表第1第2号の表生活環境部部長専決事項の廃棄物対策課の欄第1号中42を48とし、41を47とし、40を46とし、39を45とし、同号38中「第十九条の十第一項」を「第十九条の十一第一項」に改め、同号中38を44とし、44の前に次のように加える。

- 43 第十九条の十第二項において準用する第十九条の五の規定による産業廃棄物の保管に対する必要な措置の命令

別表第1第2号の表生活環境部部長専決事項の廃棄物対策課の欄第1号中37を42とし、36を41とし、35を40とし、34を39とし、33を38とし、38の前に次のように加える。

- 36 第十七条の二第三項において準用する第十九条の三(第一号及び第三号を除く。)の規定による有害使用済機器の保管又は処分の方法の変更その他必要な措置の命令
- 37 第十七条の二第三項において準用する第十九条の五第一項(第二号から第四号までを除く。)及び第二項の規定による有害使用済機器の保管又は処分に対する必要な措置の命令

別表第1第2号の表生活環境部部長専決事項の廃棄物対策課の欄第1号中32を35とし、31を34とし、30を33とし、29を32とし、28を31とし、27を30とし、26を29とし、25を28とし、24を27とし、23を26とし、22を25とし、21を24とし、同号20中「産業廃棄物処理施設」の下に「(その処理施設が第十五条の二の五の規定に基づき一般廃棄物処理施設として設置されている場合における当該一般廃棄物処理施設を含む。)」を加え、同号中20を23とし、19を22とし、18を21とし、17を20とし、16を19とし、15を18とし、14を17とし、13を16とし、12を15とし、11を14とし、10を13とし、9を12とし、8を11とし、7を10とし、6を9とし、5を8とし、4を7とし、3を6とし、2を5とし、1の次に次のように加える。

- 2 第十二条の七第一項の規定による「以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定
- 3 第十二条の七第七項の規定による「以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の変更の認定
- 4 第十二条の七第十項の規定による「以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し

別表第1第2号の表廃棄物対策課部長専決事項の欄第1号17中「第十二条の五第八項」を「第十二条の五第九項」に改め、同号中34を39とし、33を38とし、32を37とし、同号31中「第十九条の十一第三項」を「第十九条の十一第二項」に改め、同号31を同号36とし、同号30中「第十九条の十一第一項」を「第十九条の十二第一項」に改め、同号中30を

35とし、29を34とし、28を33とし、33の前に次のように加える。

- 29 第十七条の二第一項前段の規定による有害使用済機器の保管又は処分の業に係る届出の受理
- 30 第十七条の二第一項後段の規定による有害使用済機器の保管又は処分の業に係る変更の届出の受理
- 31 第十七条の二第三項において準用する第十八条第一項の規定による有害使用済機器に関する報告の徴収
- 32 第十七条の二第三項において準用する第十九条第一項の規定による有害使用済機器に関する立入検査

別表第1第2号の表廃棄物対策課長専決事項の欄第1号中27を28とし、26を27とし、25を26とし、24を25とし、23を24とし、22を23とし、21を22とし、20を21とし、19を20とし、18の次に次のように加える。

- 19 第十二条の七第九項の規定による「以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の変更の届出の受理

別表第1第2号の表廃棄物対策課長専決事項の欄第2号中3を5とし、2を4とし、1の次に次のように加える。

- 2 第六条の七の二の規定による「以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の廃止の届出の受理
- 3 第十六条の四の規定による有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の廃止の届出の受理

別表第1第2号の表廃棄物対策課長専決事項の欄第3号に次のように加える。

- 3 第八条の二十八の十一の規定による「以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る産業廃棄物の処理に関する報告の受理

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の自然環境課の欄第4号32中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改め、同号中32を33とし、31を32とし、30を31とし、29を30とし、28を29とし、27を28とし、26を27とし、25を26とし、24を25とし、23を24とし、22を23とし、21を22とし、20を21とし、19を20とし、18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6を7とし、5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

- 3 第十二条第二項の規定による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限

別表第1第2号の表自然環境課長専決事項の欄第2号中55を56とし、54を55とし、53を54とし、52を53とし、51を52とし、50を51とし、49を50とし、48を49とし、47を48とし、46を47とし、45を46とし、44を45とし、43を44とし、42を43とし、41を42とし、40を41とし、39を40とし、38を39とし、37を38とし、36を37とし、35を36とし、34を35とし、33の次に次のように加える。

- 34 第百四十八条第二項の規定による立入検査等

別表第1第2号の表生活環境部長専決事項の生活安全課の欄及び生活安全課長専決事項の欄の次に次のように加える。

商工労働部長専決事項	産業政策課長専決事項
一 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号） 1 第四条第一項の規定による基本計画の作成及び協議 2 第五条第一項の規定による基本計画の変更及び協議 3 第十一条第三項の規定による土地利用調整計画の同意 4 第十二条第一項の規定による土地利用調整計画の変更の同意 5 第十三条第四項の規定による地域経済牽引事業計画の承認 6 第十四条第一項の規定による地域経済牽引事業計画の変更の承認 7 第十五条第二項の規定による事業環境の整備に係る措置の提案に対する通知 8 第十六条第一項の規定による解釈の確認の求め	

別表第1第2号の表商工労働部長専決事項の産業立地課の欄及び産業立地課長専決事項の欄を次のように改める。

商工労働部長専決事項	産業立地課長専決事項
一 地域再生法(平成十七年法律第二十四号) 1 第十七条の二第三項の規定による地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定 2 第十七条の二第四項の規定による認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定 3 第十七条の二第六項の規定による認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の取消し	

別表第1第2号の表商工労働部長専決事項の総務支務課の欄第10号8中「第二十四条の六の十一第二項」を「第二十四条の六の十二第二項」に改め、同表商工労働部長専決事項の労働企画課の欄に次の1号を加える。

- 一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和三十九年法律第六十八号)
 - 1 第三十九条第一項の規定による指定
 - 2 第三十九条第二項の規定による意見の聴取
 - 3 第三十九条第三項の規定による厚生労働大臣への協議
 - 4 第三十九条第四項の規定による公示
 - 5 第四十条第一項の規定による指定の取消し

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の生産流通課の欄中第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第10号までを3号ずつ繰り上げ、第11号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- 九 畜産経営の安定に関する法律(昭和三十六年法律第八十三号)
 - 1 第十条第一項の規定による第一号対象事業者の指定
 - 2 第十二条の規定による指定の解除

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の生産流通課の欄中第12号を削り、第13号を第10号とし、第14号を第11号とし、第15号を第12号とし、同表生産流通課長専決事項の欄第10号中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、同号1中「第八条」を「第十一条第一項」に改め、同号2中「第九条第二項」を「第十二条第二項」に、「受託規程」を「業務規程」に改め、同号3中「第二十三条」を「第二十九条第二項」に改め、同欄第11号中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令(昭和三十九年政令第三百三十八号)」を「畜産経営の安定に関する法律施行令(昭和三十六年政令第三百八十七号)」に改め、同表農林水産部長専決事項の農業基盤課の欄第1号中28を33とし、27を32とし、26を31とし、25を30とし、24を29とし、23を28とし、22を27とし、21を26とし、20を25とし、25の前に次のように加える。

- 23 第八十八条第十六項の規定による土地改良事業計画の変更等の決定
- 24 第八十八条第十九項の規定による緊急耐震工事計画の変更等の決定

別表第1第2号の表農林水産部長専決事項の農業基盤課の欄第1号19中「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に、「変更」を「変更等」に改め、同号中19を22とし、18の次に次のように加える。

- 19 第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業計画の決定
- 20 第八十七条の四第一項の規定による緊急耐震工事計画の決定
- 21 第八十七条の五第一項の規定による応急工事計画の決定

別表第1第2号の表農業基盤課長専決事項の欄第1号4中「第八十七条の三第十五項」を「第八十八条第十四項」に改め、同欄第2号6を削り、同表農林水産部長専決事項の農業安全課の欄第1号中「農林物資の規格化等に関する法律(昭和三十五年法律第七十五号)」を「日本農林規格等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第二百九十一号)」に改め、同号1中「第十九条の十四第一項」を「第十九条第一項第一号の規定により知事が行うこととされた日本農林規格等に関する法律(昭和三十五年法律第七十五号。以下この号において「法」という。)」第六十一条第一項」に改め、同号2中「第十九条の十四第三項」を「第十九条第一項第二号の規定により知事が行うこととされた法第六十一条第三項」に改め、同号3中「第十九条の十四の二」を「第十九条第一項第一号又は第二号の規定により知事が行うこととされた法第六十二条」に改め、同号4中「第二十条第三項」を「第十九条第一項第五号の規定により知事が行うこととされた法第六十五条第四項」に改め、同表農業安全課長専決事項の欄第1号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律施行令」に改め、同号1中「第二十条第三項」を「第十九条第一項第三号又は第四号の規定により知事が行うこととされた日本農林規格等に関する法律(以下この号において「法」

という。)第六十五条第四項」に改め、同号2中「第二十一条の二第一項」を「第十九条第一項第六号の規定により知事が行うこととされた法第七十条第一項」に改め、同号3中「第二十一条の二第二項」を「第十九条第一項第六号の規定により知事が行うこととされた法第七十条第二項」に改め、同表監理課長専決事項の欄第12号中「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)」を「不動産登記法(平成十六年法律第百一十三号)」に改め、同号1中「第三十条及び第三十一条」を「第一百六条第一項及び第二項」に改め、同表土木部長専決事項の道路整備課の欄第1号8中「解除」の下に「(道路整備課長の専決事項を除く。)」を加え、同表道路整備課長専決事項の欄第1号中12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

- 7 第二十七条第一項の規定による道路占用の禁止又は制限区域の指定及び解除(災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合に限る。)

別表第1第2号の表土木部長専決事項の公園緑地課の欄第2号中3を4とし、2の次に次のように加える。

- 3 第五条の二第一項の規定による公園施設の設置又は管理及び公募の実施に係る指針の策定又は変更

別表第1第2号の表公園緑地課長専決事項の欄第2号2中「第五条の二第一項」を「第五条の十第一項」に改め、同欄第4号1中「第三十一条第一項」を「第一百六条第一項」に改め、同表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第13号中6を8とし、5を7とし、4を6とし、3を5とし、2を4とし、1を3とし、3の前に次のように加える。

- 1 第二十六条の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消し及びその通知
2 第二十七条第一項の規定によるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消し

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄第13号に次のように加える。

- 9 第六十九条の規定による終身建物賃貸借の事業の認可の取消し及びその通知

別表第1第2号の表土木部長専決事項の建築住宅課の欄に次の2号を加える。

二十四 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)

- 1 第三十五条第一項及び第二項の規定による業務の停止命令
2 第三十六条の規定による許可の取消し
3 第三十七条第一項及び第二項の規定による解任命令
4 第五十二条第一項及び第二項の規定による業務の停止命令
5 第五十三条の規定による登録の取消し
6 第五十四条第一項及び第二項の規定による解任命令
7 第六十一条第六項の規定による業務の停止命令

二十五 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十一号)

- 1 第二十四条の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の取消し及びその通知
2 第二十五条第一項の規定による指定登録機関の指定
3 第二十八条第一項の規定による指定登録機関の指定の公示
4 第三十四条第一項及び第二項の規定による登録事務の休廃止の許可及びその公示
5 第二十五条第一項の規定による指定登録機関の指定の取消し
6 第三十五条第二項の規定による指定登録機関の指定の取消し又は登録事務の停止命令
7 第二十五条第三項の規定による指定登録機関の指定の取消し等の公示
8 第五十条第一項及び第二項の規定による支援法人の指定の取消し及びその公示

別表第1第2号の表建築住宅課長専決事項の欄第1号7中「及び第十三項ただし書」を「第十三項ただし書及び第十四項ただし書」に改め、同欄第16号中9及び10を削り、11を9とし、12を10とし、13を11とし、14を12とし、15を13とし、16を14とし、17を15とし、18を16とし、19を17とし、20を18とし、21を19とし、22を20とし、23を削り、同欄に次の2号を加える。

二十四 不動産特定共同事業法

- 1 第三条第一項の規定による許可
2 第八条第二項の規定による変更の許可
3 第九条の規定による変更の認可
4 第十条の規定による変更の届出の受理
5 第十一条の規定による廃業等の届出の受理
6 第三十四条第一項及び第二項の規定による必要な指示
7 第三十四条第三項(第三十五条第三項及び第三十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による

報告及び通知

- 8 第三十八条(第五十七条において準用する場合を含む。)の規定による監督処分公告
- 9 第三十九条(第五十七条において準用する場合を含む。)の規定による指導、助言及び勧告
- 10 第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は立入検査
- 11 第四十一条の規定による登録
- 12 第四十四条の規定による登録の拒否
- 13 第四十六条の規定による変更の登録
- 14 第四十七条の規定による変更の届出の受理
- 15 第四十八条の規定による廃業等の届出の受理
- 16 第五十一条第一項及び第二項の規定による必要な指示
- 17 第五十一条第三項(第五十二条第三項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による

報告及び通知

- 18 第五十六条の規定による登録の抹消
- 19 第六十一条第五項の規定による必要な指示

二十五 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

- 1 第十条第一項及び第三項の規定による住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録(以下この号において単に「登録」という。)及びその通知
- 2 第十条第四項の規定による登録の基準に不適合の通知
- 3 第十条第五項の規定による登録の通知
- 4 第十一条第一項及び第二項の規定による登録の拒否及びその通知
- 5 第十二条第三項及び第四項の規定による登録事項の変更の登録及びその通知
- 6 第十五条第一項及び第二項の規定による登録の抹消及びその通知
- 7 第二十一条の規定による登録事業者に対する報告の徴収
- 8 第二十三条の規定による登録事業者に対する指示
- 9 第二十八条第三項の規定による指定登録機関の名称等の変更の届出の公示
- 10 第三十条第一項の規定による指定登録機関の登録事務規程の認可(変更の認可を含む。)
- 11 第三十条第三項の規定による指定登録機関の登録事務規程の変更命令
- 12 第三十二条の規定による指定登録機関に対する監督上必要な命令
- 13 第三十二条第一項の規定による指定登録機関に対する報告の徴収、立入検査等
- 14 第三十六条第二項の規定による登録事務の実施又は不実施の公示
- 15 第四十条の規定による支援法人の指定
- 16 第四十一条第一項の規定による支援法人の指定の公示
- 17 第四十一条第三項の規定による支援法人の変更の届出の公示
- 18 第四十三条第一項の規定による支援法人の業務委託の認可
- 19 第四十四条第一項の規定による支援法人の債務保証業務規程の認可(変更の認可を含む。)
- 20 第四十四条第三項の規定による支援法人の債務保証業務規程の変更命令
- 21 第四十五条第一項の規定による支援法人の事業計画等の認可(変更の認可を含む。)
- 22 第四十八条の規定による支援法人に対する監督上必要な命令
- 23 第四十九条第一項の規定による支援法人に対する報告の徴収、立入検査等

別表第2 石川県庁の通第13号1中「(医療対策課長専決事項を除く。)」を並び、同表農林総合事務所所の項第1号1中「第三十一条第一項」を「第百十六条第一項」に改め、同中に次のように加える。

- 2 第百十八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による収用による取得用地等の登記の嘱託
- 3 第百十八条第四項前段の規定による登記の指定

別表第2 農林総合事務所所の通第4号4中「第百十三条の三第一項」を「第百十三条の四第一項」に改め、同表土木総合事務所所の通第6号1中「第三十一条第一項」を「第百十六条第一項」で、「土木工事にかかる」を「土木工事等に係る」に改め、同中に次のように加える。

- 2 第百十八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による収用による取得用地等の登記

の 嘱 託

3 第百十八条第四項前段の規定による登記の指定

別表第2 土木総合事務所長の項第9号1中「第八十七条の二第六項及び第九十六条の二第五項」を「第八十七条の二第十項、第八十七条の二第七項、第八十八条第十八項及び第九十六条の二第七項」に改め、同項第12号中26を27とし、25を26とし、24を25とし、23を24とし、22を23とし、21を22とし、20を21とし、19を20とし、18を19とし、17を18とし、16を17とし、15を16とし、14を15とし、13を14とし、12を13とし、11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 第二十七条第二項の規定による警察署長への協議

別表第2 安原・高橋川工事事務所長の項第1号1中「第三十一条第一項」を「第百十六条第一項」に改め、「土木工事」の下に「等」を加え、同号に次のように加える。

2 第百十八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による収用による取得用地等の登記の嘱託

3 第百十八条第四項前段の規定による登記の指定

別表第2 港湾事務所長の項第1号1中「第三十一条第一項」を「第百十六条第一項」に改め、「土木工事」の下に「等」を加え、同号に次のように加える。

2 第百十八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による収用による取得用地等の登記の嘱託

3 第百十八条第四項前段の規定による登記の指定

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1第2号の表健康福祉部長専決事項の薬事衛生課の欄の改正規定は、同年6月15日から施行する。

石川県訓令第5号

庁 中 一 般
出 先 機 関

グループ制に関する運営規程(平成17年石川県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1 健康福祉部の部県立中央病院建設推進室の項を削る。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

